

(保 286) (健Ⅱ351)
令和 2 年 3 月 2 7 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 菔 敏
松 本 吉 郎
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いの一部改正及び
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

本年 3 月 6 日より新型コロナウイルス感染症にかかる臨床検査が保険適用されたことに伴い、都道府県等と委託契約を締結した感染症指定医療機関等において実施した P C R 検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び微生物学的検査判断料（以下、「検査料等」という。）に係る自己負担相当額については、本人に費用負担を求めないとして公費が支給されているところです。（令和 2 年 3 月 6 日付け（健Ⅱ 304F）等によりご連絡済み）

その際、感染症指定医療機関等は、検査料等の自己負担相当額を受診者に支給した上で、当該金額を都道府県等へ請求し、支払いを受ける等の取扱いが示されておりました。

今般、検査料等の自己負担相当額について、通常診療報酬の請求と同様に社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会を介した請求・支払いとする等、上記取扱いの一部を改正し、令和 2 年 4 月 1 日（同 4 月診療分）より適用する旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添のとおり通知がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

また、本改正に伴い、保険医療機関による当該金額の請求に係る診療報酬明細書の記載等の取扱いについても同省より示されましたので、併せてご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会ならびに関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて
(令 2.3.25 健感発 0325 第 1 号 厚生労働省健康局結核感染症課長)
2. 都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について
(令 2.3.25 健感発 0325 第 2 号 厚生労働省健康局結核感染症課長)
3. 新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査に係る費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について
(令 2.3.25 保医発 0325 第 9 号 厚生労働省保険局医療課長)

健感発 0325 第 1 号

令和 2 年 3 月 25 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて
(一部改正)

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」の保険適用に伴い、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「3 月 4 日課長通知」という。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）における新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年健感発 0325 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、医療機関が実施した PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額について、令和 2 年 4 月診療分（5 月請求分）から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することを可能としたことを踏まえ、3 月 4 日課長通知を別添のとおり一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので、十分御承知の上、その取扱いについて、遺漏なくご対応いただくようお願いする。

なお、本改正に伴い、3 月 4 日課長通知の別添の事務契約書（案）についても変更を行うが、既に締結済みの契約については、契約当事者の異議がある場合を除き、本通知に基づく改正がされたものとみなし、次の契約時に本通知に基づく契約書に変更することをもって足りるものとする。

以上

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

◎「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 新旧対照表(適用日:令和2年4月1日)

新	旧
(1) 行政検査の委託 ○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っている PCR 検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。 したがって、新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われているところである。 ○ <u>令和2年3月6日より、PCR 検査に保険適用がなされたところであるが、</u>現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行	(1) 行政検査の委託 ○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っている PCR 検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。 したがって、新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われているところである。 ○ <u>今般、PCR 検査に保険適用されるが、</u>現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点を有することか

政検査と同様の観点をもつことから、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 具体的な事務の概要

①事務の流れ

- 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法第 15 条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3 月 6 日より後となった場合であっても、3 月 6 日以降行った診療分から適用する。

（別添「感染症法第 15 条に基づく調査に関する事務契約書（案）」参照）

- 感染症指定医療機関等が PCR 検査を実施。感染症指定医療機関等は、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料

ら、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 具体的な事務の概要

①事務の流れ

- 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法第 15 条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3 月 6 日より後となった場合であっても、3 月 6 日以降行った診療分から適用する。

（別添「感染症法第 15 条に基づく調査に関する事務契約書（案）」参照

- 感染症指定医療機関等が PCR 検査を実施。感染症指定医療機関等は、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料な

などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。(受診者の負担と相殺することも差し支えない。)

- 感染症指定医療機関等は通常の診療報酬の請求において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費用の請求を行う。
- 都道府県等から、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。
- 都道府県等は、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。
- 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の保健所に報告する。

② 対象者及び検査一回当たりの金額

どは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。(受診者の負担と相殺することも差し支えない。)

- 感染症指定医療機関等は上記で受診者に支給した金額を毎月、都道府県等へ請求する。その際、費用の積算などの必要な資料をあわせて提出する。
- 都道府県等は請求に基づき、感染症指定医療機関等へ支払う。
- 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の保健所に報告する。

② 対象者及び検査一回当たりの金額

本補助事業は、PCR 検査が保険適用になることに伴い、新たに受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨で行うものであることから、検査一回当たりの金額については、保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第 37 条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとし、本補助事業による補助が行われなければ受診者が負担することとなる PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額とする。

具体的には、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する）。

以下に定める受診者の区分に応じて検査一回当たりの金額を以下の通り定める。

区分	対象者	金額
A	・ 6 歳から（義務教育就学前） 70 歳までの者 ・ 70 歳以上の者のうち、現役並みの所得（標準報酬月額 28 万円以上又は課税所得 145 万円以上）を有する者 （医療保険 3 割負担相当の人）	（1）5,850 円 （2）4,500 円
B	・ 6 歳未満（義務教育就学前） の者 ・ 70 歳から 75 歳までの者 （医療保険 2 割負担相当の人）	（1）3,900 円 （2）3,000 円
C	・ 75 歳以上の者 （医療保険 1 割負担相当の人）	（1）1,950 円 （2）1,500 円

※（1）は検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合、（2）はそれ以外の場合。

○ なお、本補助事業は、PCR 検査が保険適用になることに伴い、新たに受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨であることから、他の公費負担医療制度等により PCR 検査の実施による自己負担が増加しない受診者に対する検査の実施については、本補助事業の対象としない。

(例) 補助額の算定例

① 外来・入院診療において、PCR 検査実施時に、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 150 点となった場合、1,950 点(1,500 点)に係る受診者の自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 0 点となった場合、1,800 点(1,350 点)に係る自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。(ただし、当該 PCR 検査が出来高算定により算定されている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。)

以上	以上
(別添) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書 (案) 「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という) と〇〇病院 (以下「乙」という) との間に次の通り契約を締結する。 第一条 甲は、乙が PCR 検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る) を行った場合に、受診者の PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」) 及び検体検査判断料のうち<u>微生物学的検査判断料</u> (初再診料などは含まない。) にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。 第二条 <u>甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は〇〇都道府県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。</u> (削除)	(別添) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書 (案) 「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という) と〇〇病院 (以下「乙」という) との間に次の通り契約を締結する。 第一条 甲は、乙が PCR 検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る) を行った場合に、受診者の PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」) 及び検体検査判断料のうち<u>微生物的検査判断料</u> (初再診料などは含まない。) にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。 第二条 <u>乙は甲に対し、乙が前条の規定に基づき行った検査にかかる受診者の自己負担に相当する金額として、別表に定める区分ごとの検査回数に検査一回当たり単価を乗じて得た金額の合計額を毎月まとめて請求する。請求の際には、費用の内訳がわかる資料等を添付することとする。</u> 第三条 甲は、乙より前条の請求を受けたときは請求のあった

第三条 甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第五条 本契約は、4 月 1 日以降に実施した診療分から適用する。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 2 年 月 日

翌々月までに支払うものとする。

第四条 甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第五条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、別表に定める区分に応じた検査一回当たり単価を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第六条 本契約は、3 月 6 日以降に実施した診療分から適用する。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 2 年 月 日

都道府県知事、市長、区長 医療機関の長	氏名	(印)	都道府県知事、市長、区長 医療機関の長	氏名	(印)
	氏名	(印)		氏名	(印)
(削除)			<u>(別表)</u>	<u>(略)</u>	
(削除)			<u>請求様式例</u>	<u>(略)</u>	

健感発0325第2号
令和2年3月25日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）

都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第15条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について

令和2年3月6日より、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」が保険適用されたところである。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の具体的な取扱いについて、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和2年健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）における医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払といった具体的な事務の概要等をお知らせしたところである。

今般、PCR検査の事務を円滑かつ適切に実施するため、医療機関が実施したPCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額について、令和2年4月診療分（5月請求分）から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することを可能としたため、下記のとおり、お知らせする。

なお、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、上述の診療報酬の審査及び支払事務を委託する場合においては、別添1及び2の契約書及び覚書の文案を参考に、速やかに所要の契約の締結及び覚書の交換を行うようお願いする。

なお、この取扱いは、保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課にも協議済みであることを申し添える。

以上

(別添 1)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく
調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約書 (案)

「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。) 第 15 条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務について、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という。) と社会保険診療報酬支払基金〇〇支部長 (以下「乙」という。) との間に次の通り契約を締結する。

第一条 乙は、甲が法に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払うべき費用 (以下「診療報酬」という。) の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条 甲は、乙が前条の規定に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払う診療報酬について、毎月、概ね 1 か月半分に相当すると考えられる診療報酬の額を乙に概算払するものとする。

第三条 乙は、前条の規定による概算払を受けたときは、各診療担当月の翌々月 20 日までに精算を完了するものとする。

第四条 甲は、社会保険診療報酬支払基金法 (昭和 23 年法律第 129 号) 第 26 条の規定による事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額に毎月診療報酬の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第五条 甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第六条 この契約の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。

第七条 この契約の有効期間の終了 1 月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日
〇〇都道府県知事 氏 名 (印)
(〇〇市長、〇〇区長)
社会保険診療報酬支払基金〇〇支部
支部長 氏 名 (印)

(別添 1 ・ 別紙)

覚 書 (案)

令和 年 月 日付をもって、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という。) と社会保険診療報酬支払基金〇〇支部長 (以下「乙」という。) との間において締結した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

- 1 契約書第二条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、乙は甲に対し、毎月分につき医療機関に対して支払う診療報酬を診療の翌々月 10 日までに請求し、甲は、その月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 2 乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。
- 3 契約書第四条の事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額は、全国健康保険協会の管掌する健康保険等の診療報酬請求書の審査及び支払事務に関し、全国健康保険協会と社会保険診療報酬支払基金との間で契約した医療機関に係る事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額によるものとする。
- 4 乙は、精算の基礎となった診療担当件数に基づいて甲に対し、診療担当月の翌々月 10 日までに事務費を請求し、甲は請求のあった日の属する月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 5 診療報酬明細書をその不備その他の理由により医療機関に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関に直接送付するものとする。
- 6 返送又は照会中のものでその月の 10 日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。
- 7 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明できるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和 年 月 日
〇〇都道府県知事 氏 名 (印)
(〇〇市長、〇〇区長)
社会保険診療報酬支払基金〇〇支部
支部長 氏 名 (印)

(別添 2)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく
調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約書（案）

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 15 条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務について、〇〇都道府県知事（〇〇市長、〇〇区長）（以下「甲」という。）と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会理事長（以下「乙」という。）との間に次の通り契約を締結する。

第一条 乙は、甲が法に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条 甲は、乙が前条の規定に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払う診療報酬について、毎月、概ね 1 か月半分に相当すると考えられる診療報酬の額を乙に概算払するものとする。

第三条 乙は、前条の規定による概算払を受けたときは、各診療担当月の翌々月 20 日までに精算を完了するものとする。

第四条 甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てる事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額に毎月診療報酬の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第五条 甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第六条 この契約の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。

第七条 この契約の有効期間の終了 1 月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日
〇〇都道府県知事 氏 名 (印)
(〇〇市長、〇〇区長)
〇〇都道府県国民健康保険団体連合会
理事長 氏 名 (印)

(別添 2 ・ 別紙)

覚 書 (案)

令和 年 月 日付をもって、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という。) と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会理事長 (以下「乙」という。) との間において締結した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

- 1 契約書第二条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、乙は甲に対し、毎月分につき医療機関に対して支払う診療報酬を診療の翌々月 10 日までに請求し、甲は、その月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 2 乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。
- 3 契約書第四条の事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額は、診療報酬請求書の審査及び支払事務に関し、〇〇都道府県 (〇〇市、〇〇区) と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会との間で契約した医療機関に係る事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額によるものとする。
- 4 乙は、精算の基礎となった診療担当件数に基づいて甲に対し、診療担当月の翌々月 10 日までに事務費を請求し、甲は請求のあった日の属する月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 5 診療報酬明細書をその不備その他の理由により医療機関に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関に直接送付するものとする。
- 6 返送又は照会中のものでその月の 10 日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。
- 7 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明できるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和 年 月 日

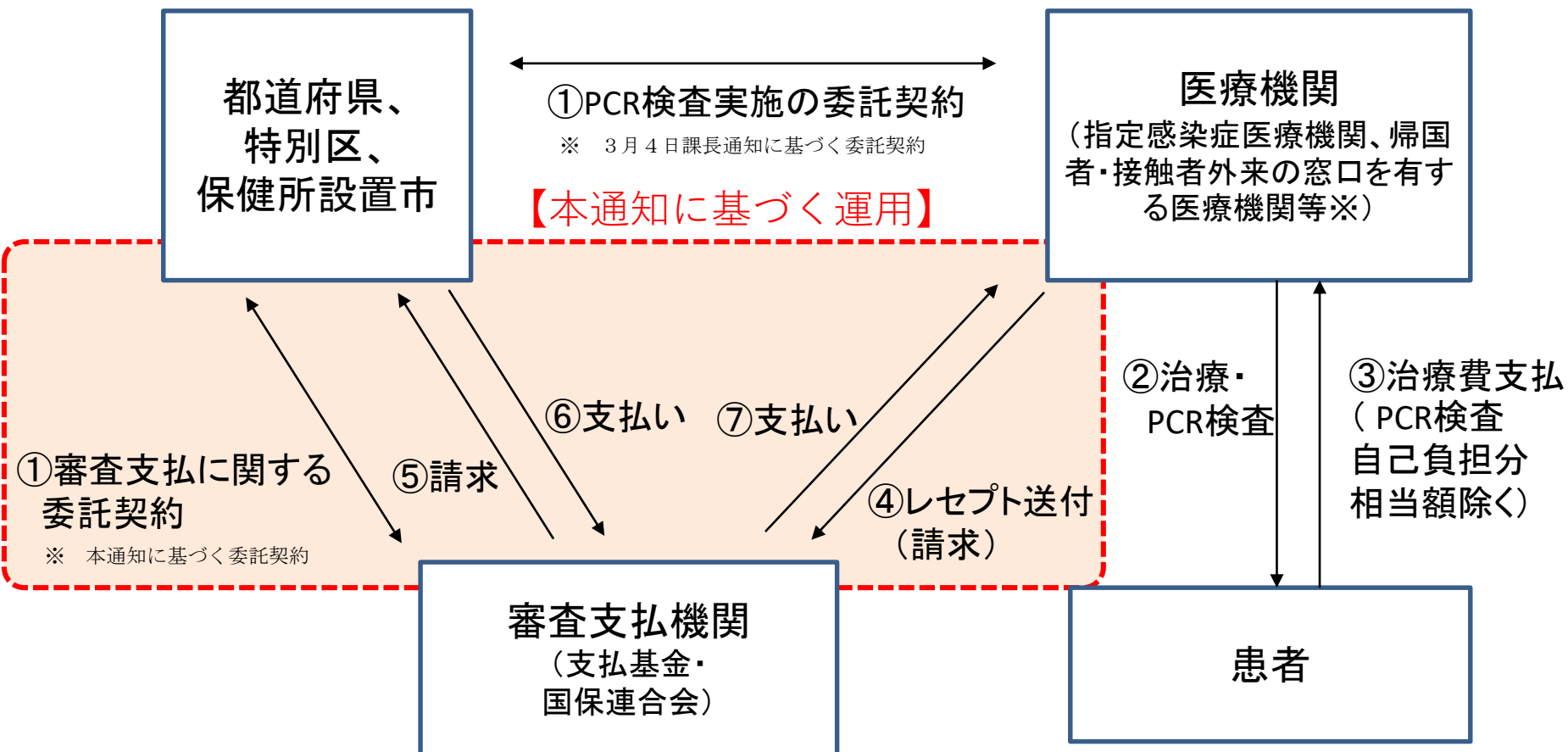
〇〇都道府県知事 氏 名 (印)

(〇〇市長、〇〇区長)

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会

理事長 氏 名 (印)

PCR検査費用自己負担分スキーム【審査支払機関との契約締結後】



※ 指定感染症医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第19条又は第20条に基づく入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来の窓口を有する医療機関及び帰国者・接触者外来の窓口と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関

保医発 0325 第 9 号
令和 2 年 3 月 25 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査に係る
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 3 月 25 日健感発 0325 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、感染症指定医療機関等が実施した PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額について、令和 2 年 4 月診療分から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが可能とされた。

当該取扱いに伴い、保険医療機関による当該金額の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

記

1 公費負担者番号欄について

- （1） 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関の所在地に応じて該当する公費負担者番号（8桁）を記載すること。（別紙参照）
- （2） 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

による一類感染症等の患者の入院(同法第 37 条))と同様の取扱いとすること。なお、既存の法別番号 28 の公費負担医療と同時に記載する場合は、同公費負担医療の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

2 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996 (7 桁)」を記載すること。

3 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、実際に算定した PCR 検査料(「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料の合計点数を記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0 円」と記載すること。

4 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)によること。

5 実施時期

令和 2 年 4 月診療分(5 月請求分)から実施すること。

(別紙)

実施機関名	公費負担者番号				集計コード
	法別 番号	都道府 県番号	実施機関番号	検証 番号	
北海道（札幌市、小樽市、函館市、旭川市を除く。）	2 8	0 1	0 5 0	2	28010502
札幌市	2 8	0 1	1 5 0	0	28011500
小樽市	2 8	0 1	2 5 0	8	28012508
函館市	2 8	0 1	3 5 0	6	28013506
旭川市	2 8	0 1	4 5 0	4	28014504
青森県（青森市、八戸市を除く。）	2 8	0 2	0 5 0	1	28020501
青森市	2 8	0 2	1 5 0	9	28021509
八戸市	2 8	0 2	2 5 0	7	28022507
岩手県（盛岡市を除く。）	2 8	0 3	0 5 0	0	28030500
盛岡市	2 8	0 3	1 5 0	8	28031508
宮城県（仙台市を除く。）	2 8	0 4	0 5 0	9	28040509
仙台市	2 8	0 4	1 5 0	7	28041507
秋田県（秋田市を除く。）	2 8	0 5	0 5 0	8	28050508
秋田市	2 8	0 5	1 5 0	6	28051506
山形県（山形市を除く。）	2 8	0 6	0 5 0	7	28060507
山形市	2 8	0 6	1 5 0	5	28061505
福島県（郡山市、いわき市、福島市を除く。）	2 8	0 7	0 5 0	6	28070506
郡山市	2 8	0 7	1 5 0	4	28071504
いわき市	2 8	0 7	2 5 0	2	28072502
福島市	2 8	0 7	3 5 0	0	28073500
茨城県（水戸市を除く。）	2 8	0 8	0 5 0	5	28080505
水戸市	2 8	0 8	1 5 0	3	28081503
栃木県（宇都宮市を除く。）	2 8	0 9	0 5 0	4	28090504
宇都宮市	2 8	0 9	1 5 0	2	28091502
群馬県（前橋市、高崎市を除く。）	2 8	1 0	0 5 0	1	28100501
前橋市	2 8	1 0	1 5 0	9	28101509
高崎市	2 8	1 0	2 5 0	7	28102507
埼玉県（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。）	2 8	1 1	0 5 0	0	28110500
さいたま市	2 8	1 1	1 5 0	8	28111508
川越市	2 8	1 1	2 5 0	6	28112506
越谷市	2 8	1 1	3 5 0	4	28113504
川口市	2 8	1 1	4 5 0	2	28114502
千葉県（千葉市、船橋市、柏市を除く。）	2 8	1 2	0 5 0	9	28120509
千葉市	2 8	1 2	1 5 0	7	28121507
船橋市	2 8	1 2	2 5 0	5	28122505
柏市	2 8	1 2	3 5 0	3	28123503
千代田区	2 8	1 3	0 1 9	3	28130193
中央区	2 8	1 3	0 2 9	2	28130292
港区	2 8	1 3	0 3 9	1	28130391
新宿区	2 8	1 3	0 4 9	0	28130490
文京区	2 8	1 3	0 5 9	9	28130599
台東区	2 8	1 3	0 6 9	8	28130698
墨田区	2 8	1 3	0 7 9	7	28130797
江東区	2 8	1 3	0 8 9	6	28130896
品川区	2 8	1 3	0 9 9	5	28130995
目黒区	2 8	1 3	1 0 9	2	28131092
大田区	2 8	1 3	1 1 9	1	28131191
世田谷区	2 8	1 3	1 2 9	0	28131290

渋谷区	2	8	1	3	1	3	9	9	28131399
中野区	2	8	1	3	1	4	9	8	28131498
杉並区	2	8	1	3	1	5	9	7	28131597
豊島区	2	8	1	3	1	6	9	6	28131696
北区	2	8	1	3	1	7	9	5	28131795
荒川区	2	8	1	3	1	8	9	4	28131894
板橋区	2	8	1	3	1	9	9	3	28131993
練馬区	2	8	1	3	2	0	9	0	28132090
足立区	2	8	1	3	2	1	9	9	28132199
葛飾区	2	8	1	3	2	2	9	8	28132298
江戸川区	2	8	1	3	2	3	9	7	28132397
八王子市	2	8	1	3	2	4	9	6	28132496
町田市	2	8	1	3	3	0	9	8	28133098
東京都下（23区、八王子市、 町田市を除く。）	2	8	1	3	6	9	0	1	28136901
神奈川県（横浜市、川崎市、 横須賀市、相模原市、藤沢 市、茅ヶ崎市を除く。）	2	8	1	4	0	5	0	7	28140507
横浜市	2	8	1	4	1	5	0	5	28141505
川崎市	2	8	1	4	2	5	0	3	28142503
横須賀市	2	8	1	4	3	5	0	1	28143501
相模原市	2	8	1	4	4	5	0	9	28144509
藤沢市	2	8	1	4	5	5	0	6	28145506
茅ヶ崎市	2	8	1	4	6	5	0	4	28146504
新潟県（新潟市を除く。）	2	8	1	5	0	5	0	6	28150506
新潟市	2	8	1	5	1	5	0	4	28151504
富山県（富山市を除く。）	2	8	1	6	0	5	0	5	28160505
富山市	2	8	1	6	1	5	0	3	28161503
石川県（金沢市を除く。）	2	8	1	7	0	5	0	4	28170504
金沢市	2	8	1	7	1	5	0	2	28171502
福井県（福井市を除く。）	2	8	1	8	0	5	0	3	28180503
福井市	2	8	1	8	1	5	0	1	28181501
山梨県（甲府市を除く。）	2	8	1	9	0	5	0	2	28190502
甲府市	2	8	1	9	1	5	0	0	28191500
長野県（長野市を除く。）	2	8	2	0	0	5	0	9	28200509
長野市	2	8	2	0	1	5	0	7	28201507
岐阜県（岐阜市を除く。）	2	8	2	1	0	5	0	8	28210508
岐阜市	2	8	2	1	1	5	0	6	28211506
静岡県（静岡市、浜松市を除 く。）	2	8	2	2	0	5	0	7	28220507
静岡市	2	8	2	2	1	5	0	5	28221505
浜松市	2	8	2	2	2	5	0	3	28222503
愛知県（名古屋市、豊田市、 豊橋市、岡崎市を除く。）	2	8	2	3	0	5	0	6	28230506
名古屋市	2	8	2	3	1	5	0	4	28231504
豊田市	2	8	2	3	2	5	0	2	28232502
豊橋市	2	8	2	3	3	5	0	0	28233500
岡崎市	2	8	2	3	4	5	0	8	28234508
三重県（四日市市を除く。）	2	8	2	4	0	5	0	5	28240505
四日市市	2	8	2	4	1	5	0	3	28241503
滋賀県（大津市を除く。）	2	8	2	5	0	5	0	4	28250504
大津市	2	8	2	5	1	5	0	2	28251502
京都府（京都市を除く。）	2	8	2	6	0	5	0	3	28260503
京都市	2	8	2	6	1	5	0	1	28261501
大阪府（大阪市、堺市、東大 阪市、高槻市、豊中市、枚方 市、八尾市、寝屋川市、吹田 市を除く。）	2	8	2	7	0	5	0	2	28270502
大阪市	2	8	2	7	1	5	0	0	28271500
堺市	2	8	2	7	2	5	0	8	28272508
東大阪市	2	8	2	7	3	5	0	6	28273506

高槻市	2	8	2	7	4	5	0	4	28274504
豊中市	2	8	2	7	5	5	0	1	28275501
枚方市	2	8	2	7	6	5	0	9	28276509
八尾市	2	8	2	7	7	5	0	7	28277507
寝屋川市	2	8	2	7	8	5	0	5	28278505
吹田市	2	8	2	7	9	5	0	3	28279503
兵庫県（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、明石市を除く。）	2	8	2	8	0	5	0	1	28280501
神戸市	2	8	2	8	1	5	0	9	28281509
尼崎市	2	8	2	8	2	5	0	7	28282507
姫路市	2	8	2	8	3	5	0	5	28283505
西宮市	2	8	2	8	4	5	0	3	28284503
明石市	2	8	2	8	5	5	0	0	28285500
奈良県（奈良市を除く。）	2	8	2	9	0	5	0	0	28290500
奈良市	2	8	2	9	1	5	0	8	28291508
和歌山県（和歌山市を除く。）	2	8	3	0	0	5	0	7	28300507
和歌山市	2	8	3	0	1	5	0	5	28301505
鳥取県（鳥取市を除く。）	2	8	3	1	0	5	0	6	28310506
鳥取市	2	8	3	1	1	5	0	4	28311504
島根県（松江市を除く。）	2	8	3	2	0	5	0	5	28320505
松江市	2	8	3	2	1	5	0	3	28321503
岡山県（岡山市、倉敷市を除く。）	2	8	3	3	0	5	0	4	28330504
岡山市	2	8	3	3	1	5	0	2	28331502
倉敷市	2	8	3	3	2	5	0	0	28332500
広島県（広島市、呉市、福山市を除く。）	2	8	3	4	0	5	0	3	28340503
広島市	2	8	3	4	1	5	0	1	28341501
呉市	2	8	3	4	2	5	0	9	28342509
福山市	2	8	3	4	3	5	0	7	28343507
山口県（下関市を除く。）	2	8	3	5	0	5	0	2	28350502
下関市	2	8	3	5	1	5	0	0	28351500
徳島県	2	8	3	6	0	5	0	1	28360501
香川県（高松市を除く。）	2	8	3	7	0	5	0	0	28370500
高松市	2	8	3	7	1	5	0	8	28371508
愛媛県（松山市を除く。）	2	8	3	8	0	5	0	9	28380509
松山市	2	8	3	8	1	5	0	7	28381507
高知県（高知市を除く。）	2	8	3	9	0	5	0	8	28390508
高知市	2	8	3	9	1	5	0	6	28391506
福岡県（福岡市、北九州市、久留米市を除く。）	2	8	4	0	0	5	0	5	28400505
福岡市	2	8	4	0	1	5	0	3	28401503
北九州市	2	8	4	0	2	5	0	1	28402501
久留米市	2	8	4	0	4	5	0	7	28404507
佐賀県	2	8	4	1	0	5	0	4	28410504
長崎県（長崎市、佐世保市を除く。）	2	8	4	2	0	5	0	3	28420503
長崎市	2	8	4	2	1	5	0	1	28421501
佐世保市	2	8	4	2	2	5	0	9	28422509
熊本県（熊本市を除く。）	2	8	4	3	0	5	0	2	28430502
熊本市	2	8	4	3	1	5	0	0	28431500
大分県（大分市を除く。）	2	8	4	4	0	5	0	1	28440501
大分市	2	8	4	4	1	5	0	9	28441509
宮崎県（宮崎市を除く。）	2	8	4	5	0	5	0	0	28450500
宮崎市	2	8	4	5	1	5	0	8	28451508
鹿児島県（鹿児島市を除く。）	2	8	4	6	0	5	0	9	28460509
鹿児島市	2	8	4	6	1	5	0	7	28461507
沖縄県（那覇市を除く。）	2	8	4	7	0	5	0	8	28470508
那覇市	2	8	4	7	1	5	0	6	28471506